第２８回市民カヌー大会 開催要項

１　目　的

小学生から大人まで幅広く参加できる市民カヌー大会を開催し、カヌー競技の普及と競技力の向上及び、青少年の健全育成を図る。

なお、この大会は２０２３年度みよし市中学生カヌースプリント大会兼第３４回中学校対抗カヌースプリント大会と同時開催する。

２　主　催

みよし市カヌー協会

３　協　賛

みよし商工会

４　後　援

愛知県カヌー協会・みよし市教育委員会・みよし市スポーツ協会

５　日　時

令和５(2023)年６月２５日(日)午前８時１５分から午後４時まで（予定）

６　会　場

三好池カヌー競技場

７　種　目

(1)　一般の部〔スプリント〕

①　５００ｍ　Ｋ-１、Ｃ-１、ＷＫ-１､ＷＣ-１

②　２００ｍ　男女混合ペア（Ｋ-２）

③　３００ｍ　リレー（１００ｍ×３人）（ポロ艇）

(2)　小学生の部〔ポロ艇〕

２００ｍ（１００ｍ往復）スラローム（男子、女子）

８　日　程

午前８時１５分から午前８時３０分まで	受　付	（三好池カヌーセンター広場）
午前８時３０分から午前８時４５分まで	監督会議競技役員打合せ・審判長注意	（三好池カヌーセンター広場）
午前９時から午前９時２５分まで	開会式	（三好池カヌーセンター広場）
午前９時５５分から午後３時１０分まで	競　技	（三好池カヌー競技場）
午後３時３０分から	閉会式	（三好池カヌーセンター広場）

なお、小学生の部「ポロ艇」においては午前中に終了予定。

※出場艇数により日程時間を変更することがある。

９　参加資格

(1)　一般の部（中学生以上）

①　市内在住、在勤、在学のカヌー経験者

②　みよし市カヌー協会登録会員

(2)　小学生の部

①　市内小学校の３年生以上の児童でカヌー経験者
②　みよし市カヌー協会登録会員
※各部とも、エントリー種目を完漕できること

１０　参加料
(1)　みよし市カヌー協会会員　７００／人
(2)　非会員　１，７００円／人（保険料含む）
※参加費の返金は、原則行わない。

１１　申込先
みよし市カヌー協事務局（月曜日を除く午前９時から午後４時３０分の間）
みよし市三好町東山２０９番地１
電話３２－８５５８　電子メールcanoe@hm2.aitai.ne.jp

１２　競　技
(1)　申込みが多い種目は、予選と決勝を行う。
(2)　男女混合ペア（K-２）は、２００m発艇線からスタートする。
(3)　リレー（１００m×３人）は１００mを３人で折り返す。
(4)　スラロームは、スタートラインからスタートし、ポンツーンを右回り・左回り・右回り・４つ目のポンツーンを左半回転し、スタート線に戻る。

１３　実施方法
(1)　レース運営方法
・５００m×９レーンを使用する。
・発艇はフリースタートとし「レディ・セット」と言葉による号令の後、「発砲（ピストル）音」もしくは言葉による「ゴー」とする。
・配艇は発艇３０分前とし、湖面への出艇は発艇１５分前とする。
・エントリー数が３艇未満の場合記録測定のみとする。
(2)　借艇
・発艇３０分前に艇を貸出、レース終了後は消毒を行い、速やかに返却をする。
ただし、エントリー数によって乗り継ぎを行う場合がある。
・エントリーの際にレースで使用する艇種を指定し、レースの際は指定した艇種を貸し出す。
※艇の抽選会は行わない。
・乗り継ぎの指示は配艇所より行う
(3)　ライフジャケット（浮力７kg以上）を着用する。
(4)　借用物品は、使用者が消毒を行う。
(5)　自艇参加も可能とする。
(6)　ポロ艇にはラダーは付けないものとする。
(7)　競技ルールの詳細については、公益社団法人日本カヌー連盟競技規則を適用する。

１４　エントリー
(1)　令和５(2023)年６月８日（木）までにみよし市カヌー協会事務局へ参加費を添えて申し込む。申し込みエントリー表（協会ホームページよりダウンロード可）は別途、メールにて提出する。
(2)　一人２種目までエントリーすることはできるが、時間的配慮は行わない。
(3)　エントリー期日を過ぎたものは受け付けない。

１５　表　彰

(1)　各種目３位までに賞状を授与する。

(2)　優勝者には副賞を授与する。

(3)　雷等で競技会を中止する場合、成績の算出については、次のとおりとする。
全ての予選レースを行った種目（決勝レースを行えなかった種目）は、予選のタイムを基に１位から５位までを算出し決勝の結果とする。
予選のない種目（決勝レースを行えなかった種目）、すべての予選レースを行えなかった種目については成績の算出を行わない

１６　その他

(1)　気象条件により、レース日程を変更又は中止する場合がある。

(2)　競技会中の事故については、応急手当てはするが当該競技者の責任とする。

(3)　競技会中の映像、写真、記事、記録等の市広報、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権、使用権は主催者に属する。